

## 被疑者国選少年事件受任にあたっての注意事項

千葉県弁護士会 子どもの権利委員会

### 第1 付添人への切替え

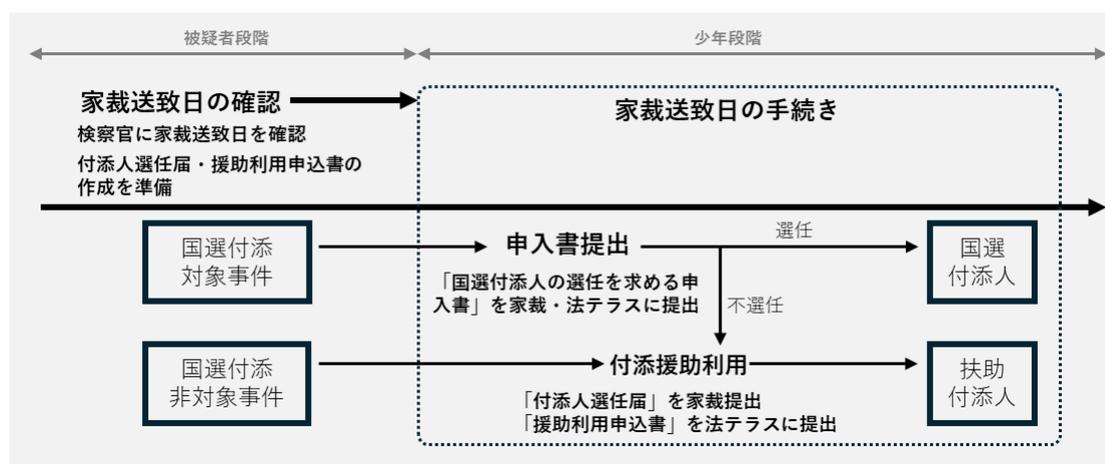
被疑者国選少年事件を受任した場合、家裁送致後も付添人として引き続き活動していただく必要があります。家裁送致後に速やかに付添人に切替えが行われるよう、以下の点にご注意ください。

#### 1. 被疑者段階において

**家裁送致予定日を確認してください。**また、家裁送致日に以下の手続きを行えるようご準備ください。

#### 2. 家裁送致日において

- (1) 国選付添対象事件の場合は「**国選付添人の選任を求める申入書**」を家庭裁判所及び法テラスに提出してください。なお、国選付添人に選任されなかった場合には、援助制度を利用した私選付添人として活動するため、以下の(2)と同様の手続きを行ってください。
- (2) 国選付添非対象事件の場合は「**付添人選任届**」を家庭裁判所に、「**援助利用申込書**」を法テラス千葉に提出してください。



### 第2 その他のお知らせ

- 1 付添人に選任される前でも、観護措置を執らないことを求める意見書を提出することはできますが、観護措置決定に対する異議申立をする場合は、国選付添人に選任される前は、援助制度を利用し付添人選任届を提出して行ってください。
- 2 **身柄事件の審判期日は、原則として、観護措置満了日直近の下記曜日に指定されることとなります。**被疑者国選段階から審判予定日を空けておくなどの工夫をお願いします。

|     |     |     |      |     |
|-----|-----|-----|------|-----|
| 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日  | 金曜日 |
| 木更津 | 本庁  | 松戸  | 八日市場 | 本庁  |

- 3 手続きに使用する各資料は、**千葉県弁護士会会員専用 HP の少年事件関係**に掲載がありますので、各自適宜ご利用ください。

以上